

人権の約束事運動推進活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権の約束事運動推進活動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、人権文化のまちづくりに向けた実践活動の一つである人権の約束事運動を推進するための活動への支援を行うことにより、人権文化のまちづくりに向けた市民運動として一層の推進を図ることを目的とする。

(事業の対象)

第3条 本事業による補助金の交付は、市民運動としての人権の約束事運動の普及につながる次の活動のいずれかで、市民が主体的に取り組むものを対象とする。

- (1) 人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動
- (2) 人権文化のまちづくりを進めるイベントであって、その中において人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動が行われるもの
- (3) 登録した人権の約束事の実践のための活動

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる活動については、本事業の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体（外郭団体を含む）が主催または共催するもの
- (2) 国又は地方公共団体（外郭団体を含む）から他の補助金等の交付を受けているもの
- (3) 営利を目的として行われるもの
- (4) 特定企業の広報・宣伝を目的として行われるもの
- (5) 特定の政治又は宗教活動を目的として行われるもの
- (6) 暴力団を利用するおそれがあると認められるもの
- (7) 別に定める期間内に実施できないもの
- (8) その他市長が適当でないと認めたもの

(事業の対象の主体となる資格)

第4条 前条に掲げた活動の主体として本事業による補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の参加登録団体
- (2) 人権の約束事運動の趣旨に賛同し、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」への参加登録の申込を受理された団体

(補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費は第3条に掲げる活動に要する経費のうち活動に直接必要と認められる経費に限るものとし、一団体に対する補助金の額は10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体は「人権の約束事運動推進活動支援事業」補助金交付申請書（様式1）に次の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式2）
- (2) 収支予算計画書（様式3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請しようとする団体は、申請内容について、暴力団排除のため、関係する行政機関へ照会することに同意するものとする。

(交付の決定)

第7条 交付の決定にあたっては、市長は、人権の約束事運動推進活動支援事業評価検討会

に意見を求めるものとする。

- 2 市長は補助金の交付の決定をしたときは、その旨を補助金の交付を申請した団体に「人権の約束事運動推進活動支援事業」補助金交付決定通知書（様式4）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第8条 前条に規定する通知を受けて、当該団体は、北九州市会計関係帳票規則（令和4年北九州市規則第17号）第10号様式に規定する請求書により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付方法）

- 第9条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 市長は、前条に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の取り消し等）

- 第10条 市長は、次に掲げる各号のひとつに該当すると認めるときは、交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に掲げる団体に該当しなくなったとき
- (2) 補助金の交付対象となる活動の全部又は一部を遂行できなくなったとき
- (3) 本事業の目的に沿わなくなったとき
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき

- 2 市長は補助金の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該団体に損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（実績報告）

- 第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付の対象となる活動等が完了したときは、速やかに「人権の約束事運動推進活動支援事業」完了実績報告書（様式5）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（様式6）
- (2) 収支決算報告書（様式7）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて現場確認検査等を行い、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに「人権の約束事運動推進活動支援事業」補助金確定通知書（様式8）により当該団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。（様式9）

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。

- 2 補助金の交付等にあたっては、この要綱によるほか北九州市補助金等交付規則の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。